

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を  
中止する旨のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和8年1月21日

仙台法務局石巻支局 登記官 島 貫 悟

記

- 1 手続番号  
第3703-2025-6012号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
東松島市赤井字八反谷地76番

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を  
中止する旨のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和8年1月21日

仙台法務局石巻支局 登記官 島 貫 悟

記

- 1 手続番号  
第3703-2025-6013号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
東松島市赤井字八反谷地77番

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を  
中止する旨のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和8年1月21日

仙台法務局石巻支局 登記官 島 貫 悟

記

- 1 手続番号  
第3703-2025-6014号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
東松島市赤井字八反谷地83番